

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第 7 号線
地質調査及び擁壁等予備設計検討業務委託

(2) 目的

本業務委託は、区が未整備の都市計画道路の中で優先的に事業化を目指している東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第 7 号線（以下、「世田谷区画街路第 7 号線」という。）について、当該路線は擁壁高が高く、また地形の特性上複数の擁壁の種類を検討する必要があること、整備に伴う宅地への影響等検討事項があるため、これらの課題を整理し、当該道路事業を円滑に進めるため委託作業を実施することを目的とする。

(3) 対象箇所（別紙 1 参照）

「せたがや道づくりプラン」において優先整備路線に位置づけられている、世田谷区画街路第 7 号線未整備区間（計画幅員 12 ～ 15 m、延長約 400 m）

(4) 業務委託の内容

業務委託の概要については、プロポーザル後、選定された候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し決定する。

次に示す委託概要は、現在、世田谷区が考える業務内容及びスケジュールであるが、円滑に業務を進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて決定する。

【令和 7 年度 委託概要】

①地質調査

地質調査内容及び調査深度については、提案内容を踏まえ決定する。調査箇所数は 2 箇所とし、調査場所は上野毛自然公園内を想定している。調査孔については、礫層を対象とする観測井戸仕上げとすること。

なお、今回の地質調査で想定している地盤は別紙 2 のボーリング柱状図のとおり。

②解析等調査業務

- ア 計画準備
- イ 既存資料収集・現地調査
- ウ 資料整理
- エ 断面図等の作成
- オ 総合解析取りまとめ

【令和 8 年度 委託概要】

①地下水調査

令和 7 年度に設置した観測井戸による地下水の長期観測を実施する。観測期間は令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までを想定している。

②擁壁予備設計

令和7年度に実施した地質調査の結果や周辺の用地条件、擁壁高等から予備設計の行う箇所については、提案内容を踏まえ決定する。

③擁壁施工時の交通処理や宅地への影響等の検討

④庁内検討委員会用資料作成及び参加

庁内検討委員会のメンバーは、道路計画課のほか道路管理者・公園管理者を想定しており、年3回の開催を予定している。

【令和9年度 委託概要】

①将来交通動向の把握（現況交通量調査及び将来交通量の把握）

②交差点処理解析及びパターン検討

③道路予備設計（橋梁概略設計を含む）

④庁内検討委員会用資料作成及び参加

庁内検討委員会のメンバーは、道路計画課のほか道路管理者・公園管理者を想定しており、年3回の開催を予定している。

(5) 履行期間（令和7年度）

契約の日から令和8年3月中旬まで

※委託契約は単年度ごとに行い、令和8年度及び令和9年度は、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として契約を行う。

2 提案限度額

令和7年度 12,735,800円（消費税込み）

令和8年度 22,781,000円（消費税込み）

令和9年度の契約予定金額については、提案内容及び令和7年度と令和8年度の履行内容を踏まえて世田谷区及び受託者で協議の上定めるものとする。

※予算の配当において予算の減額や削減があった場合は、契約金額及び契約内容を変更すること、または契約を締結しないことがある。

※区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。令和8年度以降見積額が2,000万円を超える場合は別紙3を参照すること。

3 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立をしていないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 都内区市町及び東京都近郊政令指定都市における、擁壁構造検討及び交差点解析業務を含む道路設計業務の受託実績があること。
- (8) 予定主任技術者が下記の①から③のいずれかの資格を有すること。

①技術士

・令和7年度については、総合技術管理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、または応用理学一般並びに地質）または建設部門（選択科目：土質及び基礎）も

しくは応用理学部門（選択科目：地質）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

・令和8年度及び9年度については、総合技術管理部門または建設部門の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

② R C C M

・令和7年度については、R C C M（地質部門または土質及び基礎部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

・令和8年度及び9年度については、R C C M（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

③ 令和7年度については、地質調査技士の資格保有者

- (9) 東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第7号線地質調査及び擁壁等予備設計検討業務委託プロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

4 提案書等の提出者を選定する基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。

なお、提案書提出法人の数により、事前にプレゼンテーションを実施する業者を選定する場合がある。

5 提案書等を特定するための評価基準

- (1) 企業体制・実績
- (2) 予定技術者実績針
- (3) 業務計画
- (4) 特定のテーマに対する提案
- (5) 取り組み体制
- (6) コミュニケーション能力
- (7) 見積り金額の妥当性

6 審査方法

提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

審査予定日：令和7年12月10日（水）（予定）

7 手続等

(1) 担当課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎3階）

世田谷区道路・交通計画部道路計画課

本件担当：小林、藤原

電 話：03-6432-7935

F A X：03-6432-7991

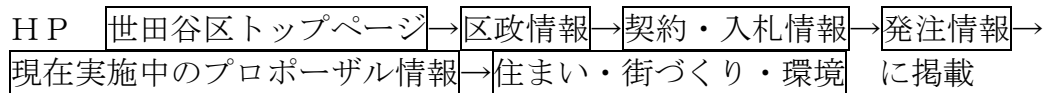
(2) 説明書及び実施要領の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年10月10日（金）から令和7年10月24日（金）まで
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

② 場所及び方法

ア 区のホームページからダウンロード



イ 上記（１）担当課にて窓口配布

（３）参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限
令和７年１０月２４日（金）まで（午後５時必着）
- ② 提出場所
上記（１）のとおり
- ③ 提出方法
郵送又は持参

（４）提案書の提出期限および方法

- ① 提出期限
令和７年１１月２８日（金）まで（午後５時必着）
- ② 提出方法
上記（１）持参、郵送または電子メールにより提出すること。

※持参の場合、受付時間は、午前９時から正午、午後１時から午後５時（土日祝日を除く）

※郵送等の場合、宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る。

８ 失格事由

- （１）審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合
- （２）招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
 - ①参加資格がないことが判明した場合
 - ②参加表明書その他の書類において虚偽の記載がみつめられた場合
 - ③世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
- （３）選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- （４）その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

９ その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- （２）契約保証金 免除
- （３）契約書作成の要否 要
- （４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無
- （５）契約等について
 - ①審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、詳細な委託内容について協議を行い、双方の合意に基づき契約を締結する。
なお、契約に至らなかった場合は、第二順位の提案者と協議を行う。
 - ②本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- （６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （７）参加表明書、企画提案書の作成及び提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- （８）本選定過程で提出された企画提案書等は、返却しない。なお、提出された企画提案書

等は、参加者に無断で他の目的以外で使用しない。また、選定された者の企画提案書等を公開する場合は、事前に参加者の同意を得るものとする。

- (9) 企画提案書等の提出後は、原則として記載した予定技術者の変更は認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由で予定技術者の変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者を充てることを前提に、発注者の了承を得なければならない。
- (10) 事業者の募集において、下記10本件担当課が配布した書類は、本件の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (11) 本プロポーザル応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。

10 担当課

世田谷区 道路・交通計画部道路計画課（担当：小林、藤原）

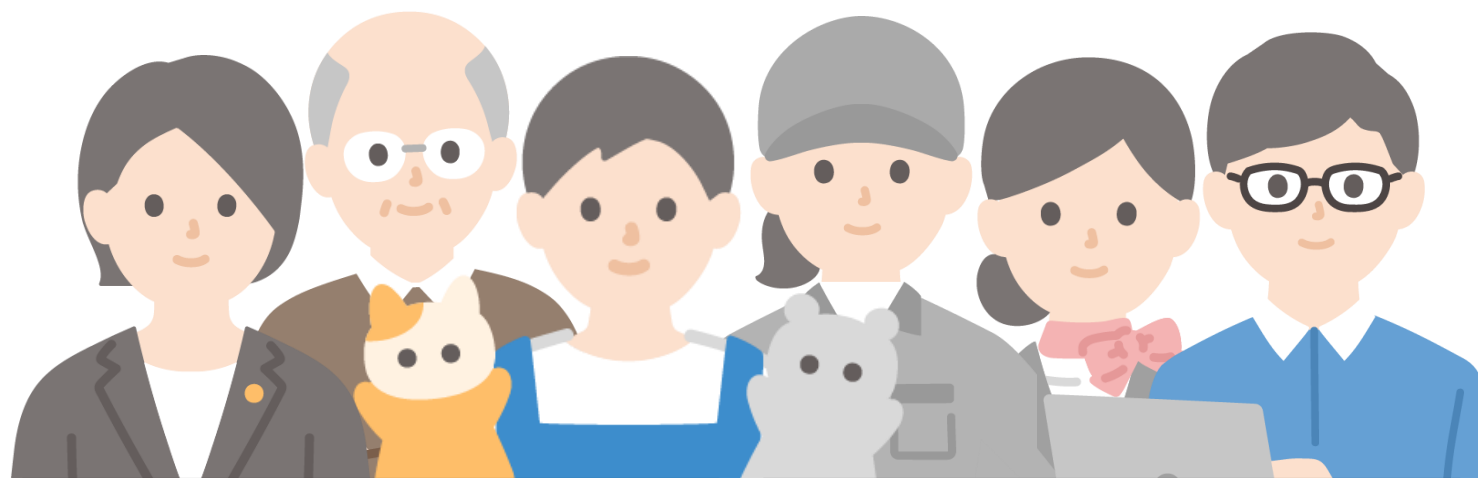
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎A棟3階）

電話：03（6432）7935

FAX：03（6432）7991

電子メールアドレスは、招請通知内でお知らせする。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 177円	さ く 岩 工	4, 208円	左 官	3, 507円
普 通 作 業 員	2, 848円	トンネル特殊工	3, 804円	配 管 工	3, 039円
軽 作 業 員	1, 966円	トンネル作業員	3, 294円	は つ り 工	3, 199円
造 園 工	2, 880円	トンネル世話役	4, 304円	防 水 工	3, 836円
法 面 工	3, 549円	橋りょう特殊工	3, 698円	板 金 工	3, 634円
と び 工	3, 496円	橋りょう塗装工	3, 772円	タ イ ル 工	2, 880円
石 工	3, 485円	橋りょう世話役	4, 314円	サ ッ シ 工	3, 411円
ブ ロ ッ ク 工	3, 241円	土木一般世話役	3, 443円	屋 根 ふ き 工	3, 602円
電 工	3, 464円	高 級 船 員	4, 059円	内 装 工	3, 507円
鉄 筋 工	3, 464円	普 通 船 員	3, 273円	ガ ラ ス 工	3, 358円
鉄 骨 工	3, 145円	潜 水 士	5, 302円	ダ ク ト 工	3, 145円
塗 装 工	3, 666円	潜 水 連 絡 員	3, 879円	保 温 工	2, 944円
溶 接 工	3, 932円	潜 水 送 気 員	3, 762円	設 備 機 械 工	2, 975円
運転手（特殊）	3, 241円	山 林 砂 防 工	3, 411円	交 通 誘 導 員 A	2, 147円
運転手（一般）	2, 699円	軌 道 工	6, 099円	交 通 誘 導 員 B	1, 870円
潜 かん 工	3, 932円	型 わ く 工	3, 369円	上記以外の職種	1, 460円
潜 かん 世 話 役	4, 707円	大 工	3, 230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1, 619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。